

週休2日工事の試行に関する特記仕様書（港湾工事、漁港漁場関係工事）

（対象）

第1条 本工事は、四国中央市週休2日工事制度の試行に係る事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づく週休2日工事制度の試行対象工事である。本工事は、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所し、月単位で現場閉所率が28.5パーセント（4週8休）以上の休日を確保する月単位の週休2日工事を実施するものとする。

（方式）

第2条 本工事は、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

（実施）

第3条 受注者は、週休2日に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）に取り組まなければならない。

2 週休2日工事を実施する受注者（以下「実施者」という。）は、以下の各条により取り組むものとする。

（現場閉所日の確保）

第4条 実施者は、原則として、要領第4条に規定する対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 実施者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 実施者は、次の各号に該当する場合を除き、現場閉所日には、元請け及び下請けを含め現場での作業を一切行ってはならない。

（1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの

（2）現場見学会等の現場を公開するもの

（3）発注者の指示によるもの

4 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（実施方法）

第5条 工事請負契約約款第3条に基づき実施者が提出する工程表は、月単位の週休2日工事を反映したものでなければならない。

2 実施者は、工事途中に週休2日工事に取り組めなくなった場合は、速やかに工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 実施者は、工事看板等で週休2日工事である旨を周知しなければならない。

4 実施者は、第4条第2項の規定により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合簿により、その理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

5 実施者は、工事日報等、確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

（港湾工事、漁港漁場関係工事に係る費用の計上）

第6条 発注者は、港湾工事又は漁港漁場関係工事で月単位の週休2日工事を実施する場合

において、第3項に掲げる補正を行った上で発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- 2 暦上の全ての土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合において28.5%に達しているものとみなす。
- 3 共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。

【港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）】

- (1) 月単位（現場閉所率28.5%（4週8休）以上）

- ・港湾請負工事積算基準により積算した工種

- 共通仮設費率 1.02

- 現場管理費率 1.03

- ・土木工事標準積算基準により積算した工種

- 補正しない

- (2) 月単位の現場閉所率28.5%（4週8休）未満の場合

- 補正しない

【漁港漁場関係工事（漁港漁場に関わる海岸工事を含む。）】

- (1) 月単位（現場閉所率28.5%（4週8休）以上）

- ・港湾請負工事積算基準により積算した工種

- 共通仮設費率 1.02

- 現場管理費率 1.03

- ・土木工事標準積算基準により積算した工種

- 補正しない

- (2) 月単位の現場閉所率が28.5%（4週8休）未満の場合

- 補正しない

（工事成績評定）

第7条 月単位の現場閉所率28.5%以上を達成した場合は、工事成績評定において、加点評価するものとするが、現場閉所率が28.5%に満たなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。ただし、明らかに受注者に週休2日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点を行うものとする。

（留意事項）

第8条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延期する。
- (2) 施工箇所が点在する工事は、全体を週休2日の対象工事とする。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

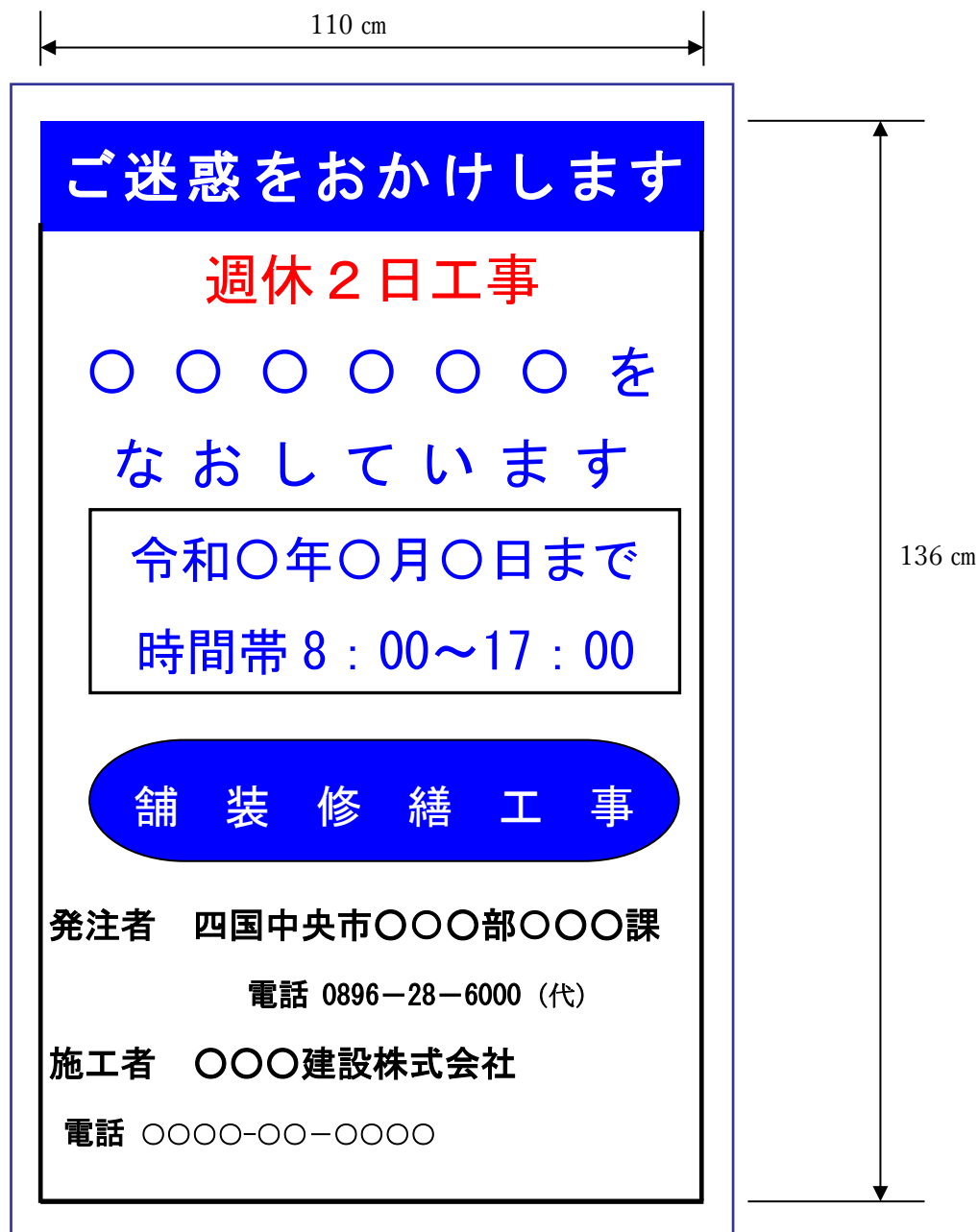
第9条 発注者が週休2日工事に関するアンケート等を実施する場合は、実施者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第10条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と実施者の協議により定めるものとする。

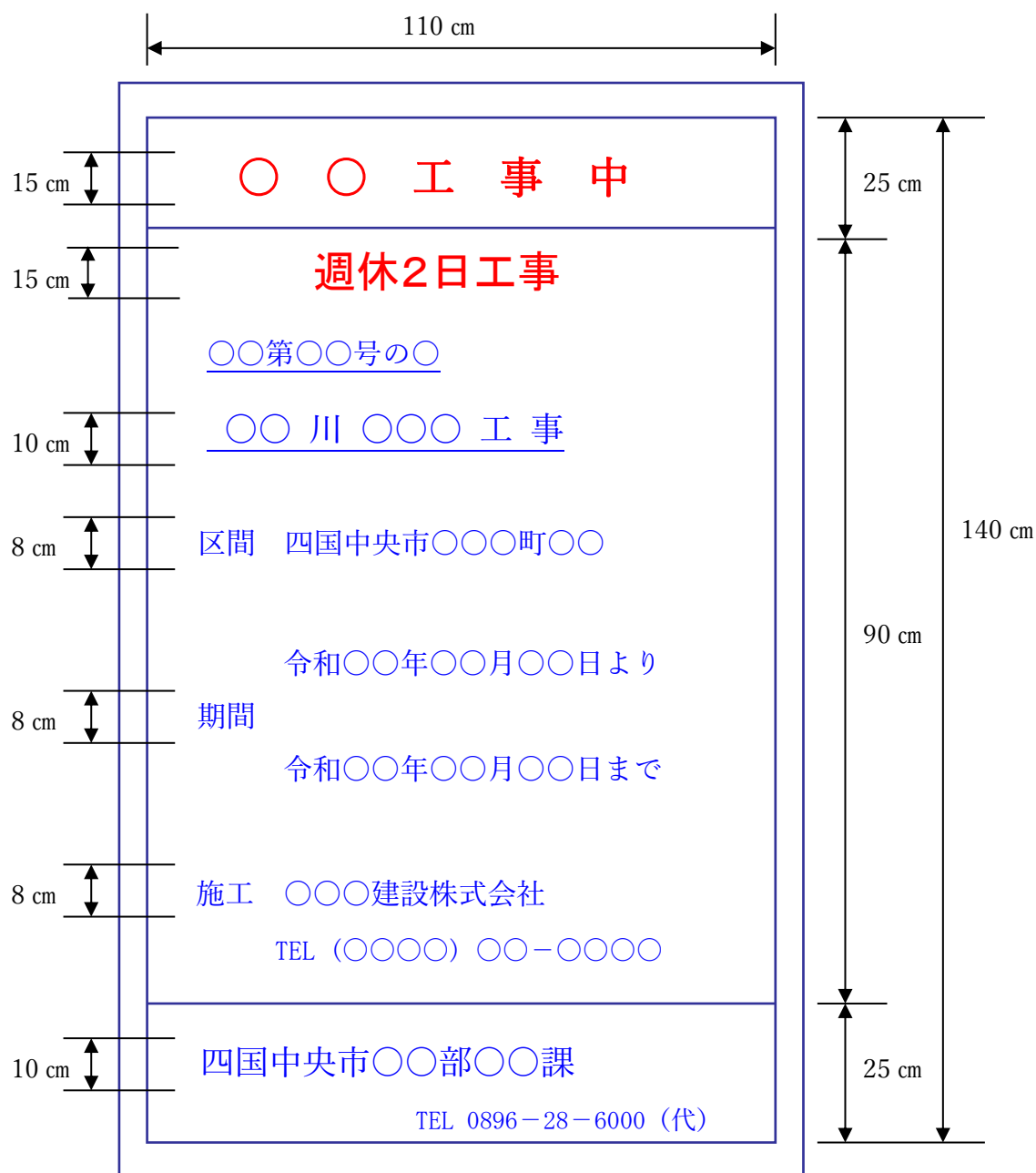
第5条第3項「工事看板等」表示例

(参考) 工事看板の例



- 1 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については青字に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 標示板に示す事項は、以下のものとする。
 - (1) 工事内容（工事の内容、目的を標示）
 - (2) 工事期間（交通上支障を与える実際の工事期間の内、工事終了日、時間帯を標示）
 - (3) 工事種別（舗裝修繕等の工事種別を標示）
 - (4) 施工主体（施工主体及びその連絡先を標示）
 - (5) 施工業者（施工業者及びその連絡先を標示）
- 3 標示板の設置箇所は、工事区分の起終点の道路の左側の路面又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。
- 4 「週休2日工事」を赤文字とする。

(参考) 道路工事以外の工事看板の例



- 1 色彩は「〇〇工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 2 「〇〇工事中」の〇〇は、河川、港湾等を記入するものとする。
- 3 工事番号を記入する。
- 4 河川改良工事、災害復旧工事等の工事名を記入する。
- 5 担当する部・課名を記入する。
- 6 標示板の設置箇所は、工事区分の起終点の道路の左側の路面又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。
- 7 「週休2日工事」を赤文字とする。